

## 議 員 長 沢 正

1 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援強化の観点から、以下4点伺う。

- (1) 全国的に生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用が爆発的に増えているが、本市における申請件数及び支給決定件数を伺う。また、前年度との比較状況について伺う。

(回答)

住居確保給付金につきましては、生活困窮者自立支援事業のメニューの1つとして、離職により、収入や預貯金が国の基準以下となり、住居を失う恐れのある世帯などに対し、原則3か月、最長9か月を支給期間として、家賃の助成を行う事業であり、本年4月20日からは新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍により収入が減った世帯も対象とする制度改正が行われたところであります。

これにより、申請件数、支給決定件数は、昨年度と比較して大幅に増加しており、昨年度は年間を通じて、それぞれ2件ずつでありましたが、本年10月末現在、申請件数は75件、支給決定件数は67件となっております。

- (2) 住居確保給付金は最大9か月支給されるが、支給期間終了後は、必要に応じて、就労支援の強化等を通じた経済的自立の支援、家賃の安価な住宅への住み替えの推進、公営住宅の積極的な活用など、本人や家族のニーズ、状況等に応じたきめ細かな支援が必要と考えるが、いかがか。

(回答)

住居確保給付金の支給後を見据えたきめ細かな支援につきましては、生活困窮者が住居確保給付金の支給終了後に住まいを失うことのないように、定期的に就労や収入状況などを確認しながら、世帯の状況に応じて、ハローワークなどと連携した就労支援や家計の改善、家賃の安い公営住宅などへの住み替えの提案などを含む自立支援プランを作成するなど、個別に支援を行っているところであります。

公営住宅の活用につきましては、急遽、住居を失うような場合に備え、市営住宅の空

き室のうち2戸を一時的な住居として確保しているほか、市営住宅の空室への入居希望があれば、傷んだ箇所の修繕に努めるなどして、市営住宅を活用してまいりたいと考えております。

また、支給期間が終了した後に、住まいを失う恐れのある世帯に対しては、生活保護制度の説明を行うことで、市民生活のセーフティーネットを維持してまいります。

**(3) プロジェクトチームを設置し、住宅部局と福祉部局の連携を進め、居住支援の強化を進めていく必要があると考えるが、見解を伺う。**

(回答)

生活困窮者から住まい確保に対する相談があった場合は、住居を失うことのないよう、住居確保給付金や生活資金の貸付などの制度説明を行い、希望のある場合には、市営住宅の窓口を案内しております。

また、市営住宅の空室状況につきましては、市営住宅は空き室が多く、新しい住宅への入居を希望する以外は、入居希望がない状態となっており、さらに、市内には家賃の低廉な民間アパートも多いことから、住宅確保ができないケースはほとんど見られない状況にあります。今後の相談件数の推移を見ながら、担当部署間が連携して、住宅確保要配慮者の住宅確保支援の強化を図ってまいります。

**(4) 来年4月の改正社会福祉法の施行に伴い、重層的支援体制整備事業に速やかに取り組むべきと考えるが、見解を伺う。**

(回答)

重層的支援体制整備事業につきましては、地域住民からの複合化、複雑化した支援ニーズへの包括的な支援体制を構築するため、相談の属性に関わらず受け止める「断らない相談支援」、本人と社会とのつながりを回復する「参加支援」、多世代間の交流や活躍の場を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業であり、先般の社会福祉法の改正により、その実施が市町村の努力義務とされたところで

あります。

現在、本市の相談支援体制につきましては、介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとに窓口を設置して支援を行っており、複合的な課題を抱える方に対しては、はじめに相談を受けた部署が中心となり、関係部署、関係機関と連携して、必要な支援を行っているところであります。

今後、複合化、複雑化する相談支援ニーズの動向を見極めながら、改正社会福祉法の趣旨を踏まえた本市の相談支援体制について、調査研究を進めてまいります。

## 2 伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例について、以下2点伺う。

### (1) 条例制定以来、これまでの取組状況について伺う。

(回答)

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例及び同施行規則につきましては、平成8年3月に制定し、同年10月1日から施行したところであり、これまでの取組につきましては、本条例の目的である清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境を確保するため、大まかに分類すると、制度の啓発、巡回パトロール、散乱ごみの回収に取り組んでまいりました。

それぞれの詳細といたしまして、制度の啓発につきましては、本条例を施行した際に、各町内会、婦人会、幼稚園・小学校の保護者会、老人会などの会合における説明会の開催を始め、市内広域に啓発看板の設置、広報いとうへの記事掲載、按針パレードに職員が参加しポイ捨て禁止の呼びかけ、伊東駅前や商店街においてポケット灰皿を配布し街頭広報を行うなど幅広く市民に周知を図ってまいりました。

また、宿泊施設や釣具店、観光施設などにポスターの掲出を依頼するとともに、国道135号御石ヶ沢トンネル付近や亀石峠頂上付近に大型の啓発看板を設置し、来誘客に対しましても制度の周知を図ってきたところであります。

巡回パトロールにつきましては、本条例施行以前より実施してまいりました職員による散乱ごみのパトロールを年間200日前後行うとともに、平成9年度から平成21年度までは、専任の作業員を雇いあげ、パトロールの強化を図ったところであります。

散乱ごみの回収につきましては、散乱ごみのパトロールと同様、職員による年間20

0日前後の回収作業や毎年5月末に「ごみゼロクリーン作戦」を開催するとともに、市民、事業者、ボランティア団体の皆様による、地域の一斉清掃や清掃奉仕活動など官民一体となって街の美化に努めてまいりました。

なお、本条例のもう一つの柱である自動販売機設置者に対する届出や回収容器の設置を始めとする適正管理の義務化につきましては、喫煙者の減少や市内コンビニエンスストアの普及などにより、市内の自動販売機設置台数が制度開始時の1,685台から現時点で986台となり、699台減少しております。

このような中、原則届出制度になっているものの平成23年度を最後に現況調査を実施していないことから、早期に現況調査を行い適正に管理されていない自動販売機の設置者に対し指導の強化に努めてまいります。

(2) 近年、ポイ捨ての禁止を啓発する看板が少なくなったように見受けられることから、本市の設置状況を伺う。

(回答)

ポイ捨て防止の啓発看板につきましては、「伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を施行した平成8年度に国道、県道、市道を中心に140枚余りの看板を設置し、ポイ捨て禁止の啓発に努めてまいりました。

以降、枚数は把握しておりませんが、ポイ捨てが何度も発生した地点や観光施設などの市有施設へ看板を設置するとともに、私有地や町内などにごみを投棄され困っている個人や地域の方々にも看板を提供し、ポイ捨てを抑止してきたところであります。

また、看板の設置が難しい場所には、ポイ捨て禁止の文言を記した紙をラミネート加工し、簡易に貼り付けることも行なってまいりました。

看板が少なくなったように見受けられるとの議員のご指摘につきましては、最初に設置した看板はすでに23年を経過しており、経年劣化による破損や、台風などの暴風により飛散し破棄された可能性はあるものの、確認できるものについては新たな看板と交換し、直近では新設も含め平成30年度に15枚、令和元年度に29枚、今年度に現時点で23枚設置していることから、枚数的には以前と余り差はないものと考えております。

なお、時代の変化に伴い個人のポイ捨てへの意識も高まったことから空き缶やたばこの吸い殻などの投棄が減っている反面、主要道路から奥まった私道や林道への家電の不法投棄などが増えており、人目に付く場所への看板の設置が減ってきていることは事実であります。